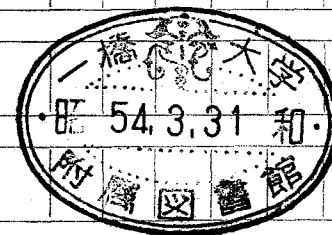


* 本論文は 昭和53年度 理論・計量経済学会報告論文
 「総資産分布の実態」に加筆、修正したものである。論文執筆の
 際、有益なコメントを下さった、塩野谷教授、溝口教授、チータ
 テーゴを借用させて頂いた 富永教授(東大)、計算作業の過
 程でアドバイスを下さった 一橋大電子計算機の方々へ感謝の意
 を表す。なお計算には、一橋大産業経済研究施設の FACOM

「我国勤労者世帯における富の分配
 の研究」*

一橋大学大学院博士後期課程



富 裡 光 隆

学務課に交付

()
230-25/35 を使用した。

目 次

1. ま え が き

2. 富の分配に関する実証研究のリージェイ

3. 富の分配の不平等度の計算

① 使用データのバイアスチェック

② 使用データの修正

③ 職業別カテゴリーでの富の分配の不平等度

④ 勤労者世帯における富の分配の不平等の要因分析

()
4. あ と が き

付録 - A

付録 - B

(1) 「富」(Wealth)は広い意味の言葉であり、個々の資産である実物資産、金融資産も「富」である。そこで、個々の資産の総和であることを強調する場合、本論文では「総資産(富)」とした。

I ま え が き

我国において、土地、住宅等の実物資産を

主とする富の分配の不平等感を訴える声が高
(1)

まっているが、富が果たしてどの様に分配さ

れているかは明きらかにされていない。

これは富に関する公式統計が不足している

ことに因をなしており、住宅に関する「住宅

センサス」、金融資産に関する「貯蓄動向調

査」の様な個別資産に関するデータは得られ

るものの、実物資産と金融資産を包括する公

式統計データは得られないのが現状である、

包括データに近いものとして「国富調査」が

あるが、これも土地を調査しておらず、包括

データとして使用できなりの。

このデータギャップを回避する方法として、

次章で説明する様な「投資収益アプローチ」や

「相続遺産アプローチ」とり、た、何らかの仮定

のもとに間接的データを使用する方法と、私

的機関による標本調査を用いる方法とがある

が、本研究は後者によった。東京大学・富永

社会学研究室から52年9月に行なつた「郵便貯金を中心とした貯蓄行動及び貯蓄意識の全国調査」という標本調査の資料を借用する機会に恵まれた為である、同調査において、土地、住宅の評価額について、保有世帯にその評価額をインデックスとして調査する方式をとっており、何らかのバイアスを持つてゐる可能性があるため、標本抽出誤差、非回答率誤差のチェックととも十分なるチェックを行なつた。その方法と結

果は3章の1節、2節に示した。さらに、同調査においては、土地、住宅以外の実物資産、例えば、農地、山林、事業用土地、建物の評価額についてはインデックスとしていたため、それらの保有比率が高く、総資産・(富)に占めるウエイトも高いと考えられる農家世帯、一般世帯については富の不平等度を参考程度に示すに留め、勤労者世帯についてのみ、詳細な分析を行なつた。これらの結果は3章の3節、4節に示した

Ⅱ. 富の分配に関する実証研究のサー

ヴェイ

富の分配の実態を明きらかにする方法として

データソースは次の三つに大別される。

(1) カニポル調査のデータを用いて、集計・

分析を行う。

(2) 相続遺産データと、年齢別・性別カテゴリー

別の死亡別データを用いて各カテゴリー

別の保有資産とそれに対応する保有者

数を推定する。(相続遺産データ)

(3) 資産収益である地代、家賃などのデータを
 用いて、収益率をパーセンテージとして
 資産価値を求める。(投資収益マフロー
 子)

我々が行なおうとしている研究は(1)のカテ
 ゴリーに属するものであり、既存の研究とし
 ては、オックスフォード統計研究所による貯蓄
 動向調査(Oxford Savings Survey)を用いて行な
 った Lydall, Tipping (1)の研究, Hill (2)の研究等
 がある。

オックスフォード貯蓄動向調査の調査項目
 は、東大社会学研究室の調査項目より多く、
 実物資産関係では個人用土地住宅の他に事業
 用土地建物、耐久消費財として自動車の評価
 額が調査されている。抽出率の逆数に乗じて
 出した総資産価値額はマクロ統計の総資産価
 値額の若干程度となり、前者は後者を基
 準とした場合の若干程度の下回りを示すものと
 の結果が示されている。(Lydall & Tipping (1))
 非回答率誤差の4エッセンスは Hill (2)が重点的

(a) 1953年データの欠乏は、Hill, Klein, Straw が "The Savings Survey 1953" において行われている。

に行なっており、仮にアンケートを行なう、1954年のデータは前年の1953年のデータに比べ信頼性がかたがり高いとの結果を出している。

(2)

標本調査による場合、抽出誤差、非回答率など様々な誤差を含み易い傾向があるが、十分なアンケートのデータ修正を行えば、(2)の

(3)の方法のように死亡率、収益率と行ったバラクスターを必要とせず、直接、データの集計・分析が出来るだけに有効な方法と言える。

総資産(富)に関する標本調査は、私的機関によつて一時点もしくは二時点程度にわたつて行なわれる例が多く、我々のデータもその例にもれぬ。その為、多時点にわたる時系列分析は行なわれたいが、情報量が多すぎただけに、様々なカテゴリーの不平等度の分析、他のアプロパチの補完とも用途は広げられる。LydallとTipping (1)は1954年のオックスフォード貯蓄動向調査を2000ポンド以下の総資産(富)を保有する個人に用いる総資産

(富)の分配の分析に用い、2000ポンド以上の総
 資産(富)を保有する個人については相続遺産デ
 ータを用いて、全個人の総資産(富)の分配の不
 平等度を求められている。相続遺産データは2000
 ポンド以下の総資産(富)を保有する個人に関し
 てデータが得られないためである。他のアツ
 口一々の補充に用いた例であるが、調査項目
 のズレが少くかたはれば有効な方法と言える。
 我国においても、個別資産に関しては標本調
 査を用いた研究が行なわれており、金融資産に

ついては貯蓄動向調査を用いて分配の不平等
 度が求められている。溝口(5)、所得分配に関
 する研究会(6)の研究がその主なものである。
 実物資産については、所得分配に関する研
 究会が家計調査の個票を再集計して分配の不
 平等度を求められている。
 しかし、金融資産、実物資産の和である総
 資産の分配については、政府機関の公式統計デ
 ータがないため研究が行なわれていない。総
 資産分配に関するデータは、我々が分析に用

1) ようとして 11) 東大社会学研究室のデータ

が初めのものである、

前述の^{17本の}研究の結果を、我々の分析結果と比較する意味で表2-1に示す。

表2-1 (A) 金融資産分配の不平等度

A : 所得階層別不平等度

B : 金融資産階層別不平等度

* 純金融資産 = (金融資産) - (負債)

溝口 (5)

a) 金融資産 (心=係数)

年次	全世帯		勤労者世帯	
	A	B	A	B
1968	0.3253	0.4028	0.3161	0.4059
1969	0.3053	0.3589	0.3013	0.3638

b) 純金融資産 (心=係数)

年次	全世帯	勤労者世帯
	A	A
1968	0.3312	0.3035
1969	0.3010	0.2933

所得分配に関する研究會 (6)

純金融資産 (出 = 係数)

年次	全世帯	勤労者世帯
	A	A
1973	0.2944	0.2560
1974	0.2692	0.2456

表 2-1 (B) 実物資産分配の不平等度

A : 所得階層別不平等度

B : 実物資産保有階層別不平等度

又 実物資産 = (土地) + (住宅)

** () 内の数字は株有世帯のみの出 = 係数

(出 = 係数)

年次	非農家世帯		勤労者世帯	
	A	B	A	B
1970	0.2121	0.6839	0.2409	0.7137
	(0.1411)	(0.4801)	(0.2314)	(0.4609)
1973	0.2158	0.6709	0.2311	0.6905
	(0.1378)	(0.4704)	(0.1159)	(0.4413)

(2) の相続遺産データによる方法は、欧米に
 おける富の分配に関する研究の主流をなすも
 のであり、^{イギリスに關しては}前出の Tipping, Lydall の研究、最近の
 Atkinson (3) の研究、アメリカに關しては Lam-
 pman (4) の研究等がある。

この方法は、ある総資産(富)保有階層につ
 いて、^{年齢別、性別カテゴリーの死亡率の逆}
^{死亡率を求め、それが腐弱}数を死亡率に乗じて、生存保有者数を求め
 るというものである。

例を示すと、40才、男性の一般的死亡率が

2%であり、40才の男性で1000万円の遺産を
 残して死んだ人が2名いたとすると

$$x \times 0.02 = 2 \quad (x \text{ は 推定保有者数})$$

から、40才の男性では40名が1000万円の総資
 産(富)を保有してゐると推定するのである。

このアプローチは、あるレベル以下の総資
 産(富)保有者に關しては、データの性格上、情報
 が得られず、分配の更態を把握できにくく、こ
 う欠点を持つ。前述の Tipping, Lydall の研究では、
 2000ポンド以下の総資産(富)保有者につい

では、月一年度の標本調査から情報を得ており、Atkinson (3) の研究において、補間を行って全体の分配の不平等度を求めてみる。

一方、相続遺産データが多時点にわたって得られるため、時系列分析が可能であるという長所を持つ。1966年から1972年について

Atkinson が幾つかの尺度を用いて求めた総資産分配の不平等度を表2-2に示す。

これを見ると、感応度が大きい分散係数がある程度の動きを示しているが、トレンドを

表2-2 イギリスにおける総資産(富)分配の不平等度

年度	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972
分散係数	5.93	7.28	7.58	5.26	7.16	4.42	9.85
相対平均偏差	1.255	1.260	1.269	1.230	1.246	1.240	1.273
G二係数	0.767	0.773	0.775	0.776	0.765	0.768	0.780

持、下動きは示しておらず、感応度が小さい相対平均偏差とG二係数は目立って下動きを示してはいることが分かる。観測期間が短期で

あること、総資産(富)がストックであるため短期の経済変動に左右されたい等の理由によるものと思われる。より長期では平等化傾向が見られ、前出の Tipping, Lydall の 1954 年の研究結果では、 β = 係数で 0.87 という値が出ている。

国別の総資産(富)分配不平等の比較も行なわれており、Lampman (4) はアメリカに比べイギリスの総資産(富)分配の不平等度はかなり高いという結果を出している。後に示す、日本に関する

る我々の研究の結果と比べても、イギリスにおける総資産分配の不平等度はかなり高いと言える。

(3) の投資収益率 r と β は、投資の収益率を仮定し、投資収益に収益率の逆数をかけて投資のストックである総資産(富)のレベルを逆に求めるものである。我國においては溝口(1)が実物資産について「住宅セニサス」を用いて、土地付住宅の家賃から土地・住宅の資産価値を求めている。

また総資産については「全国消費実態調査」(1969年度版)を使って、実物資産についてこの方法で資産価値を求め、分配の不平等度を求めてみる。それらの結果は表2-3に示される。

表2-3 実物資産分布(投資収益率平均)

- 4)

$$\text{実物資産} = (\text{土地}) + (\text{住宅})$$

(心=係数)

① 実物資産分布 (帰属家賃割31率+10%)

(全世界)

年次	1963	1968
心=係数	0.0617	0.1652

② 総資産(富)分配の不平等度

(勤労者世界, 1969年度)

	1-21	1-22
心=係数	0.1625	0.2516
心=ソース	全国消費実態調査	野村重利の調査, 住宅セクタ

富の分配の不平等度の計算

本章においては、前出の「郵便貯金を中心とした貯蓄行動及び貯蓄意識の全国調査」を用いて富の分配の不平等度の計算を中心とした分析を行なうてゆく。

第一節においては、この種の調査を用いる場合の必要条件である標本誤差のチェックを行ない、第二節においては、非回答^答率誤差の修正と実物資産の自己評価額のバイアス修正を行なう。さらに第三節においては、取集別

ラゴリーでの富の分配の不平等度の計算、第

4節では、世帯を勤労者世帯にしぼって、富

の分配の不平等度の要因分析を行なう。

具体的な分析に入る前に同調査の概要を

述べておくが、詳細は付録-Aを参照された

り。

調査対象は単身世帯を含む全世帯であり、

標本抽出は層化二段無作為抽出法により、1

地点15カニフル、400地点で6000カニフル

を抽出してやる。回収標本数は4040で回収

率67.3%となつてゐる。

調査項目は、金融資産について、郵便局・銀

行その他機関の普通・定期預金；信託、債券

・株式の保有額及び借入金、土地について、

保有面積・自己評価額、住宅について、住宅

の種類（住居専用、店舗併用その他）、構造（

木造、鉄筋、軽量鉄骨、その他）、増改築の有

無、建築年数、広さ、自己評価額となつてゐ

る。

実物資産関係では他に、農地、山林、別荘

、貸家、事業用土地建物の保有の有無も調査

されてゐる。

しかし、金融資産で、生命保険、年金の保

有額が調査されてゐるため、生保・年金の

ウエイトが大き、低金融資産階層の金融資産

についてバイアスを持つ可能性がある。

1. 使用データのバイアスチェック

本節においては、先ず回収率の差によるバ

イアスのチェックを行ない、次に各資産項目

について、回収率の差によるバイアスのチェッ

クを行なう。

都市規模別、フロー別回収率を表3-1-1

に示したか、このカテゴリでは回収率の差

が小さく、標本誤差も小さいと見られる。

我々の用いようとする、年齢別、職業別カ

テゴリ別の回収率に関しては、調査機関が

データを公表していただき、標本誤差を知ることになり。ある程度の標本誤差を考慮して分析を進めてゆくことにしよう。

次に、抽出・回収率70%の就業構造と、実際の就業構造の比較のため、取業カテゴリ別の就業構造を昭和52年の「就業構造基本調査」で調べ表1-1-2に示した。これを見ると、中区分は管理的取業従事者世帯の乖離度が大きいこと分かる。しかし第4節の詳細な分析を行う勤労者世帯(中区分の一般従業者

表 3-1-1 都市規模別

規模		東京都区	9大都市	中都市	小都市-A
東	京	361 / 570		52 / 75	53 / 90
関	東		134 / 210	238 / 390	169 / 240
信	越			34 / 60	33 / 45
東	海		88 / 120	146 / 180	138 / 180
北	陸			42 / 60	14 / 15
近	畿		204 / 330	238 / 375	102 / 165
中	国			95 / 150	64 / 90
四	国			45 / 75	19 / 30
九	州		84 / 120	106 / 150	77 / 105
東	北			105 / 150	47 / 60
北	海		50 / 75	45 / 60	36 / 45
沖	道			12 / 15	8 / 15
全	国	361 / 570	560 / 855	1158 / 1740	760 / 1180
規模別回収率		63.3%	65.5%	66.6%	70.4%

ブロック別回収率

小都市-B	郡 部	合 計	ブロック別回収率
		466 / 735	68.4 %
58 / 90	149 / 210	748 / 1140	65.6 %
25 / 30	49 / 75	141 / 210	67.1 %
25 / 30	108 / 135	500 / 645	77.5 %
13 / 15	33 / 45	102 / 135	75.6 %
35 / 45	77 / 120	656 / 1035	63.4 %
32 / 45	84 / 120	275 / 405	67.9 %
19 / 30	51 / 90	134 / 225	59.6 %
50 / 75	164 / 225	481 / 675	71.3 %
50 / 75	106 / 165	308 / 450	68.4 %
21 / 30	51 / 90	208 / 300	67.7 %
	6 / 15	26 / 45	57.8 %
328 / 465	873 / 1290	4040 / 6000	67.3 %
70.5 %	67.7 %	67.3 %	

表 3-1-2 回収率70%の取集構成

	順 度	%
① 専門的、技術的職業従事者 …… 科学研究者、技術者、医師、薬剤師、裁判官、弁護士、会計士、教師、芸術家、宗教家などの方	459	12.0
② 管理的職業従事者 …… 会社役員、課長以上の会社員、駅長、局長、学校長、管理的公務員などの方	537	14.1
③ 事務従事者 …… 一般事務員、会計事務員、運輸事務員、集金作業員、タイピストなどの方	487	12.7
④ 販売従事者 …… 小売店主、卸売店主、飲食店主、販売店員、外交員などの方	576	15.1
⑤ 農林・漁業従事者 …… 農作業員、育林作業員、漁業作業員、漁船乗組員などの方	333	8.7
⑥ 採鉱・採石従事者 …… 採鉱作業員、採炭作業員、石切出作業員などの方	12	0.3
⑦ 運輸・通信従事者 …… 鉄道、自動車等の運転手、車掌、客船・貨物船乗組員、無線通信士、電話交換手などの方	238	6.2
⑧ 生産工程従事者 …… 金属工業、機械工業、せんい工業などの生産工程従事者、織物製品、竹製品、プラスチック製品、紙製品などの製造者、建設作業員、倉庫作業員、運搬作業員、配達作業員などの方	780	20.4
⑨ 保安職業従事者 …… 自衛官、警察官、消防士、守衛などの方	71	1.9
⑩ サービス職業従事者 …… 理容師、美容師、バーテンダー、下宿・アパートの管理人、寮母などの方	127	3.3
⑪ その他(具体的に記入)	105	2.7
無 回 答	96	2.5
合 計	3,821	100.0

(中区分)

* 修正比率は 合計が無回答を引いて 比率を計算したものである。

職業 修正比率 期間比率 頻度(人)

職業	修正比率	期間比率 (%)	頻度(人)
①	12.3	8.5	3695
②	14.4	4.3	2015
③	13.1	17.8	8275
④	15.5	13.0	6053
⑤	8.9	10.2	4762
⑥	0.3	0.2	68
⑦	6.4	5.2	2422
⑧	20.9	29.7	13838
⑨	1.9	1.2	567
⑩	3.4	6.8	3181
⑪	2.8	3.8	1394

(大区分)

	頻度	%
1 一般従業者(雇用されている人)	2,491	11.7
2 単 独(個人業主・自由業)	542	12.4
3 自営業主(従業員が1人~4人まで)	447	11.1
4 経営者(従業員が5人以上), 会社・団体役員	209	5.2
5 家族従業者	92	2.3
6 無 職	290	5.0
7 学 生	19	0.5
無 回 答	40	1.0
合 計	4,040	100.0

	本調査に 加 る 類 別	比 率	執 柄 に お け る 類 別	比 率
一般従業者	2491 (人)	65.8%	37793 (千人)	70.5%
自営業主、単身 経営者、会社役員等	1198	31.6%	9722	18.1%
家族従業者	92	2.4%	6095	11.4%
総 数	3781	100%	53610	100%

世帯)の乗船度は小さいため問題はな」と言え
よう。

最後に必要となるフエックは調査項目の非回
答率較差による誤差のフエックである。まこ
で、調査項目のうち、銀行定期預金、郵便局
貯蓄貯金、株式、土地面積、土地自己評価額
・住宅面積、住宅自己評価額に関する非回答
率を取差別、土地・住宅の保有者、非保有者
別のカテゴリで調べた結果を表3-1-3、
表3-1-4に示した。

二の結果をみると、取業別では土地評価額、住宅評価額、土地、住宅の保有者、非保有者別では、実物資産関連の調査項目はついで非回答率のばらつきが大きいです。特に、後者についでは無視できる大きさも言える。

表 3 - 1 - 3 取業別

項目	銀行定期 (1)	郵便局定期 (2)	株式 (3)
取業 一般従業者	286 (11.5%)	218 (8.3%)	66 (2.6%)
個人業 自由業	57 (10.5%)	55 (10.1%)	15 (2.8%)
自営業 主	73 (16.3%)	50 (11.2%)	16 (3.2%)
経営者 会社役員	36 (17.2%)	23 (11.0%)	11 (5.3%)
家族従業者	15 (16.3%)	14 (15.2%)	5 (5.4%)

非回答率

地 面積(4)	地 評価額(5)	住宅 面積(6)	住宅 評価額(7)	取引量 千戸数
192 (7.7%)	348 (14.0)	345 (13.8%)	463 (18.0%)	2491 61.7%
73 (13.5%)	130 (24.0%)	103 (19.0%)	177 (32.7%)	542 13.4%
55 (12.3%)	85 (19.0%)	80 (17.7%)	126 (28.2%)	447 11.1%
27 (12.9%)	42 (20.1%)	40 (19.0%)	53 (25.4%)	209 5.2%
18 (19.6%)	32 (34.3%)	23 (25.0%)	39 (42.4)	92 2.3%

	(1)	(2)	(3)	(4)
住宅 保有	15 (7.5%)	21 (10.5%)	3 (1.5%)	28 (14.0%)
住宅 非保有	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (5.3%)

表 3-1-4 土地・住宅保有・非保有

	(1)	(2)	(3)	(4)
住宅 非保有	131 (9.8%)	103 (7.7%)	30 (2.2%)	34 (2.2%)
住宅 保有	344 (13.2%)	273 (10.5%)	85 (3.3%)	278 (10.7%)
土地 非保有	192 (10.7%)	155 (8.6%)	38 (2.1%)	0 (0.0%)
土地 保有	283 (13.2%)	221 (10.3%)	77 (3.6%)	312 (14.6%)

(5)	(6)	(7)	(8)
45	31	53	200
22.5%	(15.5%)	(29.0%)	(5.0%)
1	1	1	19
(5.3%)	(5.3%)	(5.3%)	(0.5%)
別世帯別回答率			
(5)	(6)	(7)	(8)
53	0	0	1341
(4.0%)	(0.0%)	(0.0%)	54.0%
552	843	543	2598
(21.3%)	(32.1%)	(20.9%)	50.0%
(8.0%)	(31.1%)	(20.4%)	49.8%
605	625	392	2137
(28.3%)	(29.2%)	(8.3%)	54.3%

2. 使用戸一夕の修正

本節にありては、先ず非回答率較差による誤差の修正を行ない、次に、住宅、土地の自己評価額のバイアスを修正を行なう。

第一節のアンケートの結果、明きらかに、た、実物資産関連の調査項目に関する、保有者、非保有者間の非回答率較差を修正するため、土地、住宅の保有率ニフォルに回答率の逆数のウエイトをつけた。従って、土地、住宅を保有してして実物資産関連の調査項目に回

答してゐるサンプルは、その調査項目に關しては、1サンプルをばなく、 $1 \times \frac{1}{\text{回答率}}$ サンプルとして教えられる。

前述のようは、東大社会学研究室が行なつた調査は、1地点15サンプル、400地点の計6000サンプルが抽出されてゐる。従つて、同一地点の回収サンプルの土地に關する自己評価額は、土地が同質である限り、土地保有者の余剰 (Surplus) 分を除けば差はない筈である。しかし原データを見ると、明きるかに、統計的に

異常値とみなされるものも含まれてゐる。そこで、先ず異常値処理をし、次に、余剰分の平準化のため各サンプルの平均値をとつて各地点の修正自己評価額とした。異常値処理をして平均を取る方法として、3σ検定をして異常値を除き算術平均をとる方法と、メテイアニ値を平均をとる方法があるが、両者の比較をするため、国土庁「地価公示」も抽出地点が一致する84地点に關して、両平均値と、同調査の公示価格との関係を調べた。因

(3) ここで攪乱項は各地実価の余剰分の較差と見なされる。

係を調べるため、次の様な回帰式をたて係数推定を行なった。

$$V_{se} = \alpha V_{oe}^{\beta} \cdot u \quad \dots \quad 1)$$

ここで V_{se} : 修正自己評価額(単位面積当り)

V_{oe} : 公示価格(単位面積当り)

u : 攪乱項, α, β は係数

(3)

係数推定の結果は次の通り。

ケース 1 (V_{se} が各地点のサニナルの自己評価額の算術平均の場合)

$$\ln V_{se} = \ln 8.476 + 0.524 \ln V_{oe} \quad (7.783)$$

$$R^2 = 0.42$$

ケース 2 (V_{se} が各地点のサニナルの α 値)

β = 値の場合)

$$\ln V_{se} = \ln 8.421 + 0.441 \ln V_{oe} \quad (7.828)$$

$$R^2 = 0.42$$

() 内は t 値

この結果を見ると両者に大差ないことが分かる。

そこで、 V_{se} を各地点のサニナルの算術平

均値(80棟定済)とするにせし、各カテゴリー
 について V_{se} に土地面積を乗じて修正自己評価
 額を出した。

住宅についても同様に、余剰分の平準化が
 必要となるが、同質性を仮定するには地産カ
 テゴリー^{のみ}では不可能であり、建築構造、建築
 年数、用途などの多次元カテゴリで同質性を
 仮定する必要がある。

そこで、建築構造、用途のカテゴリで次
 の様な回帰式をたて係数推定を行なった後、

(4) 建設省「建築蓄工統計」より

内生変数を代入して得た推定値[✓]を修正自己評
 価額とした。
に、保有面積を乗じた値

$$V_{sh} = \frac{\alpha V_{oh} \delta^t}{e^{3t}} u \quad \text{--- 2)}$$

ここで V_{sh} : 自己評価額(単位面積当り)

V_{oh} : 府県別平均建築コスト
(4)

(単位面積当り)

δ : 増改築分 $\delta=1$ (有), $\delta=2$ (無)

t : 建築年数

u : 攪乱項, $\alpha, \beta, \gamma, \delta$ 係数

2) 式において V_{0t} は建築時点の価値であり

δ^r は増改築による価値上昇率, δ は減価率

μ は (1+利率) を示す。

2 式の係数推定結果は次の通りである。

a) 木造専用住宅 (サンプル数 1125)

$$\ln V_{sh} = -1.909 + 1.855 \ln V_{oh} + 0.108 \ln \delta - 0.020t \quad \bar{R}^2 = 0.21$$

(8.977) (1.770) (-13.875)

b) 木造併用住宅 (サンプル数 177)

$$\ln V_{sh} = -0.022 + 2.201 \ln V_{oh} + 0.173 \ln \delta - 0.010t \quad \bar{R}^2 = 0.11$$

(3.907) (0.002) (-2.488)

c) 鉄筋コンクリート住宅 (専用&併用)
サンプル数 54

$$\ln V_{sh} = -0.405 + 0.945 \ln V_{oh} + 0.945 \ln \delta - 0.020t \quad \bar{R}^2 = 0.13$$

(2.000) (0.871) (-1.925)

() は t-値。

いずれの推定式においても決定係数が低い

が、木造専用住宅の場合、サンプル数が 1125

と多いこと、鉄筋コンクリート住宅の場合、

内装コストにかなり差があることに起因して

低いと思われる。

また、増改築タミ - か、いずれの推定式に

おいても有意にきいていながら、これは住宅
 保有者が増改築を保有住宅の価値を上げる要
 素と考えていられることであろう。
 次に、土地、住宅の自己評価額と修正自己
 評価額の相関度を見るため、相関表を表3-2
 -1, 表3-2-2に示す。
 表3-2-1における相関度はかなり高いと
 言えるが、表3-2-2においては、自己評価
 額の低い階層のサンプルを修正自己評価額の
 高い階層に位置させるものもかなりあり、必ず

表3-2-1. 相関表(±)

	修正自己				
	0-5	-10	-15	-20	-25
0-5	177	55	13	7	3
-10	90	202	02	17	11
-15	14	106	101	32	10
-20	3	20	44	35	10
-25	0	3	12	27	23
-30	0	1	1	10	11
-35	1	0	1	5	6
-40	0	1	1	1	2
-45	0	1	1	1	1
-50	0	0	0	1	0
50-	0	1	4	1	3
(合計)	Total 285	390	240	137	97

地)						
評價額						
-30	-35	-40	-45	-50	50-	Total
						(百円)
2	2	1	4	0	10	274
10	3	2	2	0	12	413
3	3	3	0	0	10	283
5	0	1	1	1	9	135
9	10	3	2	2	7	103
4	4	1	1	0	7	40
9	6	10	4	5	3	55
1	4	5	1	2	4	22
2	0	6	1	0	6	19
0	1	3	3	0	2	10
5	4	4	7	9	42	30
50	35	39	26	19	117	1435

表 3-2-2 相用表 (位)						
	0-2	-4	-6	-8	-10	-12
0-2	69	87	35	2	3	4
-4	42	121	71	23	5	4
-6	33	106	96	28	7	7
-8	9	35	42	5	4	3
-10	3	13	41	28	5	1
-12	9	25	33	27	14	6
-14	0	4	10	8	0	1
-16	1	3	13	12	5	4
-18	0	0	0	0	1	3
-20	0	0	0	1	1	0
20-	1	7	4	9	10	7
Total	172	401	345	143	61	40

(百円)

修正自己評価額

-14	-16	-18	-20	20-	Total
					(百円)
2	1	2	1	28	234
3	3	0	1	26	299
2	1	3	1	41	330
3	0	1	1	19	122
1	1	0	0	12	105
4	2	1	0	21	142
1	3	0	1	4	38
1	2	1	0	9	51
0	0	0	0	1	5
0	0	1	0	1	4
4	0	4	0	16	62
21	13	13	5	178	1392

しも相関度が高いとは言えない。これが自己評価額の下バイアスによるものか修正自己評価額の上バイアスによるものかは定かでない。

次に自己評価額の分布と修正自己評価額の分布の差を調べるために、住宅資産、土地資産、総資産の項目別に相関係数を計算してみると表3-2-3の様になる。

相関度を見ると、いずれも10%以内の範囲におさまっていることが分かる。

表 3-2-3 自己評価額と修正自己評価

額の百分の乖離度

(世帯数) (全世帯)

	住宅	土地	総資産
▽ 自己評価額	0.6379	0.7585	0.6142
◇ 修正自己評価額	0.6998	0.8295	0.6480
(◇-▽)/▽ 乖離度	9.7%	9.4%	5.5%

$$* \text{総資産} = (\text{住宅資産}) + (\text{土地資産}) + (\text{金融資産})$$

3. 職業別カテゴリごとの偏りの不平等度

前節まで、データの標本回収率、非回答のばらつきによるバイアスのチェック及び修正と、実物資産の自己評価額のバイアスチェックを行なってきたわけであるが、^{結果を見ると}職業別、年齢別などの細かいカテゴリごとの不平等度を計算した場合、信頼度が落ちる危険があるものの、全世帯といたる大きなカテゴリごとは、評価額の誤差である10%程度の誤差を考慮すれば、良^いと言^{って}よいであろう。

以上の誤差の他に、富の構成要素でありながらアニケート項目から落ちていゝるもの、例
 えば農地、山林、事業用土地建物、家具、自動車などの耐久消費財などによる誤差のチェックを行なう必要がある。これらのうち、農地、山林、事業用土地建物、貸家別荘については保有の有無が調査されているので、その分布を総資産(富)保有階層別、職業別に調べた。結果は付録BのB-1表からB-4表に示される。これを見ると、農地、山林は農家世帯

、事業用土地建物は自営業主などの一般世帯に多く保有され、職業属性に依存し、貸家、別荘は保有世帯数が少ないため確かな事は言えないが、職業、総資産(富)保有階層の両属性にほぼ独立に保有されていると言える。このため、全世帯から農家世帯、一般世帯を除いた勤労者世帯に関しては、これらの資産項目金融資産と土地、住宅の建物資産の合計をを除いて「富」としても誤差は少ないと推測される。
 そこで、以下の分析では勤労者世帯に関し

このみ、評価額の修正データを用いて詳細な分析を行なうこととし、本節では、評価額の各データをを用いて算出した各取業別、資産別の富の分配の不平等度を参考程度に示すに留める。計算の結果は表3-3-1表に示した通りである。

世帯区分は、全世帯から資産保有のばらつきが非常に大きい単身者世帯を除いて、農家世帯、非農家世帯に分け、さらに後者を勤労者世帯と一般世帯に分けている。

		表 3-3-1 取業別		
		住宅	土地	金融資産
	全世帯	0.6998 (0.4791)	0.7585 (0.4949)	0.6882
	農家世帯	0.5641 (0.5363)	0.6000 (0.5483)	0.5994 (0.5074)
	勤労者世帯	0.7045 (0.4432)	0.7530 (0.4413)	0.6610 (0.5610)
	一般世帯			
	(個人業 自由業)	0.5887 (0.4560)	0.6842 (0.4995)	0.6571 (0.5546)
	(自営業主)	0.6144 (0.4958)	0.6349 (0.4500)	0.6574 (0.5616)
	(経営者会 社、団体役員)	0.6672 (0.4704)	0.7445 (0.4326)	0.6983 (0.6026)
		*()内は 所有世帯のみの値		

資産別 $\alpha =$ 係数

総資産 $\alpha =$ 係数

0.6357 2587

＊金融資産は負債を

0.4973 1661
(0.4651)

引いた「純金融資産」

0.6142 1547
(0.5832)

である。

0.5458 252
(0.5191)

0.5280 119
(0.5030)

0.6009 191
(0.5568)

勤労者世帯についてみると、住宅、土地に

関して、非保有世帯を除いた場合と除かない

場合の不平等度の違いが非常に大きい点

につくが、これは非保有世帯の数の多さに起

因すると思われる。また総資産の分配の不平等

度や各資産の分配の不平等度より小さい点

も注目されるが、これは各資産の保有形態が

独立である、住宅、土地資産の増加が金融資

産の減少に結ぶるとい、其関係があるためと

、 $\alpha =$ 係数算出の段階で、金融資産、総資産

(4) α -係数の定義により、負の値を用いることができないため、
計算段階で必要となる数字の並べ換え (SORTING) と負の値
がなじまないためである。

(5) P13を参照

の負の値をゼロとして処理^{して}するためと思われる
_入 (4)

る。

金融資産の分配の不平等が、前出の研究の
(5)

結果に比べ高い点を注目されるが、前述の様

に、低い金融資産階層に相対的に多く保有さ

れている生命保険、年金が加えられていたり

ことの帰響が大きいのと思われる。

(6) α -係数にも、 $k=0$ による分解、Fei-Ranis, $k=0$ による分解
など近似的な分解方法はある。

4. 勤労者世帯における富の分配の不平等の要因分析

富の分配の不平等をもたらす要因は何であ

るのか。まず、富の構成要素別に不平等への

寄与度を調べてみよう。

富寄与度を調べるにはタイルなどの分解可能

な尺度を用いるのが望ましいが、ここでは、

(6)

近似的に、総資産(富)の保有階層別に、最大

保有者から累積度数1%、5%、10%までの累

積資産保有額の比率を調べた。結果は表3-

4-1 に示される。なお10分位階層別の各漢

の平均値は表3-4-2 に示される。

表3-4-1 累積資産保有比率

累積階層	土地	住宅	金融資産	総資産
最上位 1%	12.3 (%)	9.3 (%)	5.1 (%)	10.1 (%)
最上位 5%	35.4 (%)	26.7 (%)	15.5 (%)	29.3 (%)
最上位 10%	52.9 (%)	39.8 (%)	34.5 (%)	45.5 (%)

平均値 550(万円) 302(万円) 159(万円) 1023(万円)

表 3-4-2 総資産十分位

(総資産階層)	(万円)	土地	住宅
I	(0 ~)	12	43
II	(13 ~)	7	10
III	(63 ~)	4	9
IV	(135 ~)	18	60
V	(271 ~)	61	112
VI	(450 ~)	210	271
VII	(708 ~)	384	359
VIII	(1161 ~)	775	372
IX	(1558 ~)	1125	571
X	(2635 ~)	2987	1236

階層別 資産保有額 平均値

階層別	融資産	総資産	年間収入
	160	2	186
	20	37	205
	81	95	267
	114	194	287
	184	357	314
	100	582	336
	167	912	318
	203	1351	366
	324	2021	426
合計	563	4787	441

これを見ると、各資産のうち総資産に占めるシェアの一番大きいものは土地であり、10%までの累積保有額が一番大きいのも土地であることが分かる。土地の総資産(富)の分配の不平等度への富与度は大きさとみられるが、具体的な富与度は尺度の分解によって明らかにされよう。

次に、本源的要因を探ってみよう。

世帯間の富の保有の不平等をもたらし要因として次の様なものが挙げられる。

(7) 二の意は Stiglitz " Distribution of income and wealth among individuals " Econometrica, 1969 に詳しい

1) ストックとしての富の直接の源泉である

貯蓄(7口一)の違い

2) 貯蓄(7口一)の累積期間の違い、

3) 相続遺産のレベルの違い、

1) の貯蓄の違いは、さらに個々の世帯の所得レベルと貯蓄性向の違いによって決定される。貯蓄関数が非線型で所得の増加に対し貯蓄性向が上昇する場合、所得分布の不平等が増強された形で富の分配に影響を及ぼすと考

(8) 所得レベルの順序関係を示す。

(9) 表B-5 (P113) の所得十位階層別資産保有額平均値と表3-4-2 (P69) の総遺産十位階層別遺産保有額平均値の分布を比較すると、所得分配の不平等が増強された総遺産へ各階層の分配の不平等をもたらしっていると云えるが、その影響要因が 1) ~ 3) のどれによるものかは、この結果からだけでは勿論、言えない。

えられるが、各世帯の所得レベルの相対的關係と所得の分布型が多時実にわたって一定であることはたゞのため確かなことは言えない。

2) の貯蓄の累積期間の違いが富の分配に及ぼす影響は自明のことである。他の要因の影響を調べる場合、世帯主の学歴別、年齢別にサニナルを区分けすれば、この影響を消すことができる。

3) の相続遺産のレベルの違いが富の分配に及ぼす影響はかなり大きいと考えられ、富の

分配の平等化のため相続税が賦課されている
 のは周知のことである。相続遺産の富の分配
 に及ぼす影響と、相続税の課税効果を測定す
 ることは、この調査の結果を使って単純には
 できないが、世帯の構成人員の年齢、性別な
 どを調査されているため、各年齢別の死亡率
 のデータを用い、さらに婚姻に関するデータが
 の仮定を設け、リステルタイナミックスを使
 えはある程度の接近は可能と思われる。次の
 段階の分析として現在検討中である、

(1) 実物貯蓄と狭義の貯蓄である金融貯蓄の和である。

以上の影響要因を調べるため、とりあえず
 (1) の貯蓄の累積期間の違いによる影響を消去
 して他の要因の富の分配に及ぼす影響を調べ
 ることとして、年齢別カテゴリで総資産(富)
 と所得の分配の不平等度を調べた。
 この調査では消費支出が調査されている
 ため、所得マイン消費として定義される広
 義の貯蓄(口口)のデータは得られない。そこ
 (1)
 して貯蓄の源泉である所得を代替して、その分
 配の不平等度と富の分配の不平等度との関係

を調べた。結果は表3-4-3 図3-4-1
362

に示される。フローである所得の分配に關して一時点のみを調べただけであり、単純には、富の分配との關係をうんぬんできなりの場合、終身雇用制、年功賃金制であるため、所得とその分布型が安定的であることから、
他の世帯に比べ

他の世帯カテゴリーに対する分析よりは意義あることと言えよう。

図3-4-1. 年齢別純資産分配不平等度

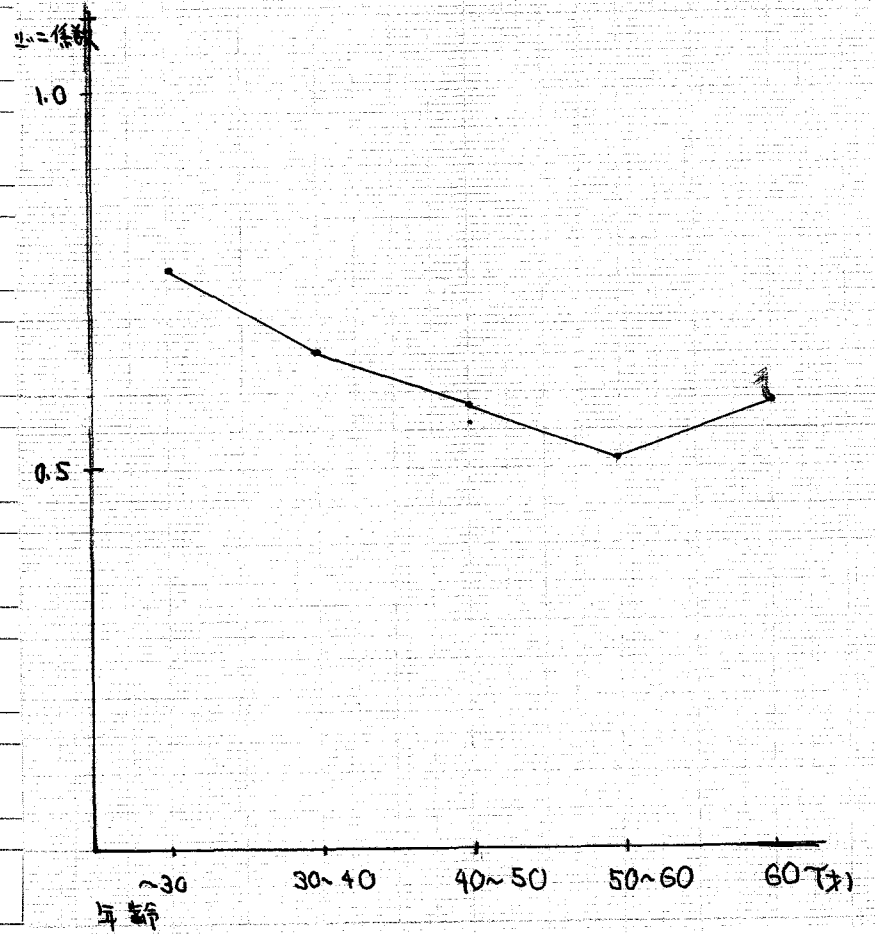


图 3-4-2 年龄别所得分配不平等度

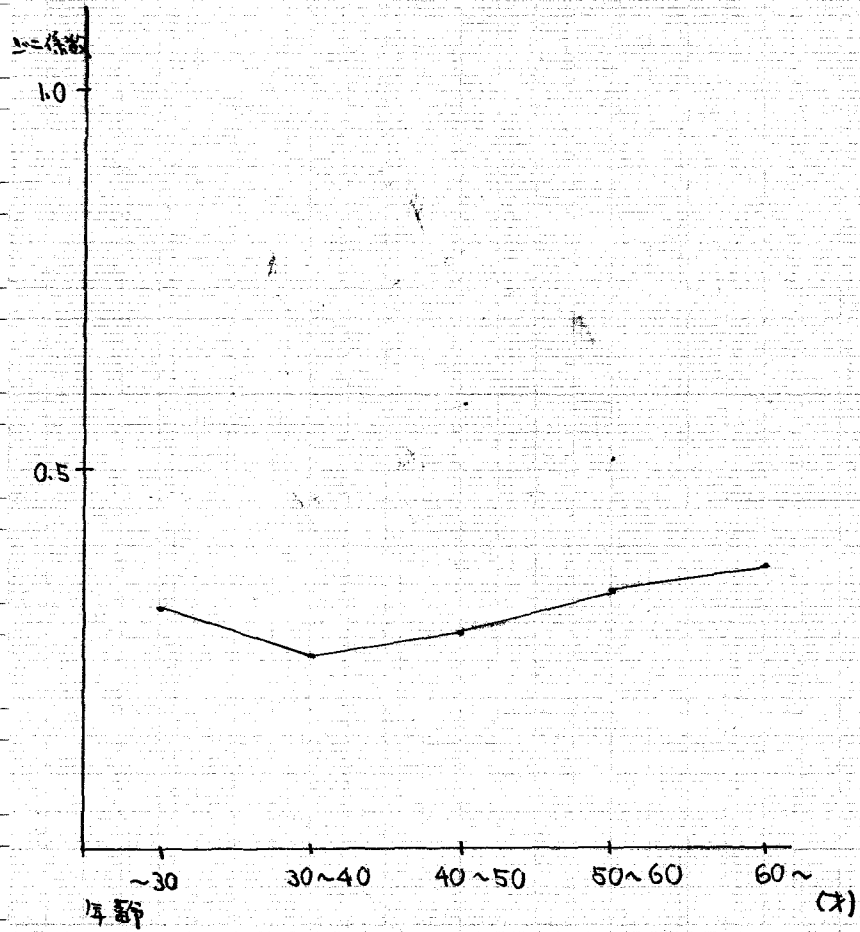


表 3-4-3 年龄别总产量(值)分配·所得分配

不平等度 (比=指数)

年龄阶段	总产量(值)	所得	平均数
30~30	0.7647 (0.7335)	0.3145	342
30~40	0.6531 (0.6263)	0.2551	572
40~50	0.5850 (0.5580)	0.2881	462
50~60	0.5112 (0.4988)	0.3416	242
60~	0.5875 (0.5682)	0.3719	67
总平均	0.6480 (0.6212)	0.3134	1685

表 3-4-4 年 齡 別 所 得 分 配 不 平 等 度 (所 得 分 配 に 関 する 研 究 会 報 告 の 結 果)

(1=係数, 非世帯世帯)

	平均	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~
45	0.268	0.2113	0.2048	0.2205	0.2356	0.2573	0.2825	0.2961	0.3305	0.3695
46	0.2746	0.2086	0.2087	0.2279	0.2378	0.2593	0.2852	0.3014	0.3333	0.3801
47	0.2714	0.2235	0.2052	0.2268	0.2409	0.2529	0.2716	0.2949	0.3246	0.3551
48	0.2776	0.2038	0.2189	0.2260	0.2469	0.2601	0.2887	0.3084	0.3320	0.3817

この結果をみると、総資産(富)分配の不平等度は30才以下の若年層世帯と60才以上の老年層世帯において高く、50~60才の年齢階層までは平等化傾向があることが注目される。

一方、所得分配の不平等度は、30~40才の年齢階層から、上の年齢階層にかけて不平等化傾向が見られる。比較の意味で、表3-4-4に所得分配に関する研究会報告の結果を示したが、職業カテゴリーで非世帯世帯と勤労者

世帯の違いはあるものの、やはり同様の傾向

が見られる、

総資産(富)分配の不平等度と所得分配の不平等

度の間には、若年層世帯と老年層世帯を除

くと負の相関関係が見られる。貯蓄傾向の違

い、遺産相続の有無などの影響が強いと見ら

れるが、因果関係の究明にはより多くの情報

をより詳細な分析が必要である。

総資産(富)分配の不平等が資産収益の不平等

をもたらし、さらに総資産(富)分配の不平等を

もたらす傾向はたいていあるうか。

この調査においては、所得が賃金所得、ホ

ーナス所得、営業所得、内取、家賃、配当、

年金などの所得の4項目に分類されて調査さ

れられているため、総所得に代める。内取、家賃

、配当、年金などの所得の割合を総資産(富)

保存階層別に調べた。結果は表1-4-5に示さ

れる。

これを見ると、総資産(富)保存階層が高くなる

につれて、家賃、配当などの所得の総所得

に占める割合が大きくなる傾向が見られるが、
 第10分位でも17.8%であり、内取、年金
 も含まれてゐることも考慮すると影響はかた
 り小さいと言へる。

表 3-4-5. 投資収益が総所得に占める割合
 総資産(億)保有階層 割合

第I分位 (0~) 500	0.5%	第VI分位 (485~) 500	2.6%
第II分位 (27~) 500	0.5%	第VII分位 (739~) 500	1.4%
第III分位 (80~) 500	1.3%	第VIII分位 (1171~) 500	3.4%
第IV分位 (149~) 500	2.1%	第IX分位 (1568~) 500	3.7%
第V分位 (290~) 500	2.0%	第X分位 (2662~) 500	17.8%

IV あとがき

本論文で報告を行なった総資産(億)の分配に
 関する研究は、東大・高永社会学研究室が行
 った調査のデータを用いた昭和52
 年10月から作業を開始し、昭和53年10月には
 「昭和53年度理論計量経済学会報告論文「
 総資産分布の実態」で中間報告したものであ
 る。

本論文は同研究の最終報告に近いものであ
 るが、私的機関によるカニフル調査を使う際

の必要条件であるデータネットワークと修正データの作成にウエイトを置いてゐるため、データを用いた分析、特に各カテゴリーごとの不平等度の影響要因の分析は不十分なものがある。また、本文中でも述べた様に、研究段階で新たな研究課題も生じてきたため、本年中に再度、報告論文を作成する予定である。

計算量が個人でやるものとしては膨大であるため、一年以上の月日を要したわけであるが、今後は、以上の様な点に重点を置いて

研究を続けてゆく考えである。

最後に、本論文の重要な点を要約すれば、
 我国の勤労者世帯においては、総資産(富)の分配の不平等度は年齢別カテゴリーごとの若年層及び老年層で高いこと、資産項目別カテゴリーごとの土地の不平等度の高さや総資産(富)の分配の不平等に等与してゐるという点になる。

付 録 A

調 査 の 概 要

1. 調 査 主 体

「東京大学文学部社会学研究室内所蓄行動
研究会」及び「日本リサーチセンター
統計調査部」

2 調 査 の 対 象 と 標 本 数

(1) 調 査 対 象 : 単 身 世 帯 を 含 む 世 帯

(2) 標 本 数 : 6000 サンプル (一地区 15 サン

プル、400 地区)

3 標本抽出方法

層化 = 段無作為抽出法による。

① 層化 ~ 全国を12ブロックに区分し、^{市区}各

ブロックを昭和50年度国勢調査結果に基

つき人口規模により次の6規模に分類し

層化した。

1. 東京地区

2. 九大都市 (札幌、横浜、川崎、名古屋

京都、大阪、神戸、北九州、福岡)

3. 中都市 (人口15万人以上)

4. 小都市-A (人口5万以上15万未満)

5. 小都市-B (人口5万未満)

6. 郡部

② 地真抽出 ~ 全国で400の調査地真を、

上記の12ブロック及び6都市規模の人口規模

の大きさにより比例配分。9大都市については

は人口規模に応じて比例配分。

個々の調査地真の抽出は、確率比例抽出法

による。

各層の調査地真数は表A-1を参照。

③対象世帯の抽出～各調査地実にくま住

民登録台帳により15世帯を抽出

4調査実施の方法

抽出された調査対象世帯に対し、調査員が

調査票を持参し、調査目的等を説明のうえ記

入を依頼、数日後、調査員が再訪問し、記入

済みの調査票を戻し、回収。

(留置面接回収法)

表 A - 1 . 各層別調査地実

		東京都区	9大都市	中都市
東	京	38		5
関	東		14	26
信	越			4
東	海		8	12
北	陸			4
近	畿		22	25
中	国			10
四	国			5
九	州		8	10
東	北			10
北	海		5	4
沖	道			1
全	国	38	57	116

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

枚									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

小都市-A	小都市-B	郡 部	計
6			49
16	6	14	76
3	2	5	14
12	2	9	48
1	1	3	9
11	3	8	69
6	3	8	27
2	2	6	15
7	5	15	45
4	5	11	30
3	2	6	20
1		1	3
72	31	86	400

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

アニケート項目

(I) 金融資産

1. 銀行の定期預金(総合口座の定期預金

及び財形貯蓄を含む)

2. 銀行の普通預金(総合口座の普通預金

を含む)

3. 相互銀行、信用金庫、信用組合、農、

漁協の定期預金(総合口座の定期預金

及び財形貯蓄を含む)

4. 相互銀行、信用金庫、信用組合、農、

通協の普通預金 (総合口座の普通預金

を含む)

5. 郵便局の定額貯金 (財形貯蓄を含む)

6. 郵便局の通常貯金

7. その他預貯金 (労働金庫などの預

金、社内預金、定期積金、郵便局の定

期貯金、積立貯金、住宅積立貯金など)

以上項目①～⑦の現在高及び一年前の現在

高

8. 株式 (時価)

9. 債券 (額面)

10. 株式投資信託 (時価)

11. 公社債投資信託 (額面、財形貯蓄を含む)

含む)

12. 貸付信託、金銭信託 (額面、財形貯蓄

を含む)

以上、項目⑩～⑫の現在高、及び過去一年

間の売買金額

13. 借入金

項目⑬の現在高、及び過去一年間の借入

れ、返済額

(四) 実物資産

1. 保有の有価

2. 住宅構造

① 木造 ② 鉄筋 ③ 軽量鉄骨 ④ その他

3 住宅延べ面積

4 住宅建築年数

5 住宅の用途

① 住居専用の独立住宅 ② 住居専用の

マンション ③ 店舗等と併用

6 住宅増改築の有価

7 土地保存面積

8 現在価値 (土地、及び住宅)

9. その他の実物資産の保有の有価

① 農地 ② 山林 ③ 別荘、貸家

④ 事業用土地建物、⑤ その他

(四) 年間収入 (税込み年収)

1. 勤め先からの定期収入

2 勤め先からのボーナス及びその他の

甲 臨時収入

3. 零業収益

4. 内取、家賃、配当、年金その他による収入

四 その他

1. 世帯主の取業(大区分)

① 一般従業者(雇用されている人)

② 単独(個人業主、自由業)

③ 自営業主(従業員が1人〜4まで)

④ 経営者(従業員が5人以上)、会社・団体役員

⑤ 家族従業者

⑥ 無取

⑦ 学生

2. 世帯主の取業(中区分)

① 専門的、技術的取業従事者

② 管理的取業従事者

③ 事務従事者

④ 販売従事者

⑤ 農林・漁業従事者

⑥ 採鉱、採石従事者

⑦ 運輸、通信従事者

⑧ 生産行程従事者

⑨ 保安取業従事者

⑩ サービス取業従事者

⑪ その他

3. 世帯主の学歴

① 旧制小学校

② 旧制中学校、実業学校、師範学校、

旧制高等女学校、

③ 旧制高校、高専、旧制女子大学

④ 旧制大学(大学院を含む)

⑤ 新制中学校

⑥ 新制高校

⑦ 新制短大、高専

⑧ 新制大学(大学院を含む)

⑨ その他

付録 B

		表 B - 1 農地		
	総耕作面積	農家	耕作者	個人 自田兼
	0- 500	12(18)	8(404)	1(38)
	500-1000	15(15)	0(114)	2(15)
	1000-1500	15(17)	18(104)	2(12)
	1500-2000	7(8)	3(60)	1(7)
	2000-2500	7(8)	5(35)	1(6)
	2500-3000	5(5)	2(25)	1(2)
	3000-3500	4(4)	3(10)	0(3)
	3500-4000	0(0)	2(9)	0(0)
	4000-4500	1(1)	1(8)	0(0)
	4500-5000	1(1)	1(6)	1(1)
	5000- (不明)	5(5)	9(25)	3(7)

* () 内は当該 総量

保有世帯数分布

自営業主	全協同、全社 団体役員	家族 役員者	専任
1(32)	2(15)	1(0)	2(20)
1(21)	0(5)	0(0)	0(3)
0(15)	0(0)	0(0)	1(5)
1(10)	3(7)	0(1)	0(7)
2(7)	1(1)	-	1(3)
0(7)	0(1)	-	0(2)
0(6)	1(3)	-	0(0)
0(0)	1(3)	-	0(1)
0(2)	0(0)	-	0(1)
0(1)	0(1)	-	0(1)
0(5)	1(12)	-	0(7)

屋保有額階層に属する世帯数

表B-2 山林保

総資産保有額	農家	勤労者	個人種 自由業
0-500	4(18)	3(464)	0(38)
500-1000	5(15)	7(114)	1(15)
1000-1500	6(17)	7(104)	0(12)
1500-2000	3(8)	8(66)	0(7)
2000-2500	6(8)	1(35)	1(6)
2500-3000	2(5)	4(25)	0(2)
3000-3500	0(4)	2(10)	0(3)
3500-4000	0(0)	2(9)	0(0)
4000-4500	0(1)	0(8)	0(0)
4500-5000	0(1)	0(6)	0(1)
5000- (同)	0(5)	7(25)	1(7)

()内は当該

学

有世帶數分布

自定粒	生活者、公社 団体修業	家族従事者	区長
1(31)	1(15)	1(6)	1(20)
1(21)	0(5)	0(0)	0(3)
0(15)	0(6)	0(0)	0(5)
1(10)	2(7)	0(1)	0(7)
1(7)	0(1)	0(0)	1(3)
0(7)	0(1)	-	0(2)
0(6)	0(3)	-	0(0)
0(0)	1(3)	-	0(1)
0(2)	0(0)	-	1(1)
0(1)	0(1)	-	0(1)
1(5)	0(12)	-	0(7)

資産保有額階層に属する世帯数

表 B - 3、別荘、

総資産保有額	農家	勤労者
0-500	4(18)	2(464)
500-1000	1(15)	2(114)
1000-1500	1(17)	4(104)
1500-2000	3(8)	3(66)
2000-2500	1(8)	0(35)
2500-3000	1(5)	3(25)
3000-3500	1(4)	0(10)
3500-4000	0(0)	2(9)
4000-4500	1(1)	1(8)
4500-5000	0(1)	1(6)
5000- (万円)	0(5)	5(25)

()内は当該総資産

貸家保有世帯数分布

個人業 白由業	自営業主	経営者 団体役員	家族 従業者	無職
0(38)	0(31)	0(15)	0(6)	0(20)
0(15)	0(21)	0(5)	0(0)	0(3)
0(12)	1(15)	0(6)	0(0)	0(5)
1(7)	2(10)	0(7)	0(1)	1(7)
2(6)	0(7)	0(1)	-	0(3)
0(2)	0(7)	0(1)	-	0(2)
1(3)	0(6)	1(3)	-	0(0)
0(0)	0(0)	1(3)	-	0(1)
0(0)	0(2)	0(0)	-	0(1)
0(1)	0(1)	0(1)	-	0(1)
3(7)	2(5)	4(12)	-	1(7)

保有額階層に属する世帯数を示す

表 B - 4, 専業用

総資産保有額	農家	勤労者
0-500	0(18)	1(464)
500-1000	0(15)	1(114)
1000-1500	0(17)	0(104)
1500-2000	0(8)	1(66)
2000-2500	1(8)	0(35)
2500-3000	0(5)	2(25)
3000-3500	0(4)	0(10)
3500-4000	0(0)	1(9)
4000-4500	0(1)	0(8)
4500-5000	0(1)	0(6)
5000- (万円)	0(5)	2(25)

()内は当該、総資産保有

土地建物保有世帯数分布

個人業 自由業	自営業主	全世帯 団体役員	家族 役員者	世帯
0(38)	1(31)	0(15)	0(5)	0(20)
2(15)	1(21)	0(5)	0(0)	0(3)
2(12)	4(15)	3(6)	0(0)	0(5)
0(7)	2(10)	2(7)	0(1)	0(7)
1(6)	2(7)	1(1)	-	0(3)
1(2)	3(7)	0(1)	-	0(2)
1(3)	2(6)	1(3)	-	0(0)
0(0)	0(0)	1(3)	-	0(1)
0(0)	0(2)	0(0)	-	0(1)
0(1)	1(1)	2(12)	-	0(1)
1(7)	2(5)	-	-	0(7)

額階層に属する世帯数を示す

表B-5 所得十分

(所得階層)	土地	住宅
I (0 ~)	297	154
II (95 ~)	266	139
III (195 ~)	232	153
IV (234 ~)	365	259
V (260 ~)	450	192
VI (300 ~)	519	264
VII (330 ~)	502	355
VIII (375 ~)	606	337
IX (428 ~)	957	598
X (530 ~)	1262	568

OF

位階層別資產保有額平均值

全數資產	總資產	所得
94	546	14
88	494	155
44	430	214
101	726	248
170	814	278
135	919	312
153	1011	354
158	1101	399
206	1762	471
436	2268	711

參照文獻

- (1) Lydall, H.F and Tipping, D.G (1961), 'The Distribution of Personal Wealth in Britain', Bulletin of Oxford University Institute of Economics and Statistics.
- (2) Hill, T.P (1955), 'Incomes, Savings and Net Worth: The Savings Survey of 1952-1954', Bulletin of Oxford University Institute of

Economics and Statistics,

(3) Atkinson, A. B. and Harrison, A. J., ⁽¹⁹⁷⁸⁾ 'Distribution of Personal Wealth in Britain'

(4) Lampman, R., (1959) 'Changes in the Share of Wealth Held by Top Wealth-Holders 1922-56',
Review of Economics and Statistics, vol. 41

(5) 溝口敏行 (1974) 「戦後日本の所得分布と
資産分布」 経済研究 25巻4号

(6) 経済企画庁、所得分配に関する研究会
報告 (1975) 「所得、資産分配の実態と
問題点」